

平成29年村上市議会第2回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成29年6月30日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 4 請願第 4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書
- 第 5 議第 79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 82号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について
  - 議第 83号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結について
  - 議第 84号 消防ポンプ自動車（CD 型）購入契約の締結について
  - 議第 85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
  - 議第 86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について
  - 議第 87号 市有財産の譲与について
  - 議第 88号 市有財産の譲与について
- 第 6 議第 89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について
  - 議第 90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第 91号 市道路線の認定について
  - 議第 92号 市道路線の廃止について
  - 議第 93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について
  - 議第 94号 11t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ）購入契約の締結について
- 第 8 議第 95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）

- 議第 96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第 97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第 98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第 99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 9 議第100号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議員発議第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 議員発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の提出について
- 第11 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 請願第 3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 日程第 4 請願第 4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書
- 日程第 5 議第 79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 82号 荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について
- 議第 83号 荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業戸別受信機購入契約の締結について
- 議第 84号 消防ポンプ自動車(CD型)購入契約の締結について
- 議第 85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 議第 86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修(建築)工事の工事請負契約の締結について
- 議第 87号 市有財産の譲与について
- 議第 88号 市有財産の譲与について
- 日程第 6 議第 89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について

議第 90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

追加日程第1 議員発議第6号 議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定についてに関する附  
帯決議

日程第 7 議第 91号 市道路線の認定について

議第 92号 市道路線の廃止について

議第 93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について

議第 94号 11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約  
の締結について

日程第 8 議第 95号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第2号)

議第 96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)

議第 97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第 98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第 99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 9 議第100号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議員発議第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る  
意見書の提出について

議員発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に  
努力するよう求める意見書の提出について

日程第11 議員派遣の件

○出席議員(25名)

1番	小 杉 武 仁 君	2番	河 村 幸 雄 君
3番	本 間 善 和 君	4番	鈴 木 好 彦 君
5番	稲 葉 久 美 子 君	6番	渡 辺 昌 君
7番	尾 形 修 平 君	8番	板 垣 千 代 子 君
9番	鈴 木 い せ 子 君	10番	本 間 清 人 君
11番	川 村 敏 晴 君	12番	小 杉 和 也 君
13番	姫 路 敏 君	14番	竹 内 喜 代 嗣 君
15番	平 山 耕 君	16番	川 崎 健 二 君
18番	小 田 信 人 君	19番	長 谷 川 孝 君
20番	小 林 重 平 君	21番	佐 藤 重 陽 君
22番	大 滝 国 吉 君	23番	大 滝 久 志 君

24番 山田 勉 君

25番 板垣 一徳 君

26番 三田 敏秋 君

○欠席議員（1名）

17番 木村 貞雄 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋 邦 芳 君
副市長	忠 聡 君
教育長	遠藤 友春 君
総務課長	佐藤 憲 昭 君
財政課長	田邊 覚 君
政策推進課長	山田 和 浩 君
自治振興課長	川崎 光 一 君
税務課長	建部 昌 文 君
市民課長	尾方 貞 一 君
環境課長	中山 明 君
保健医療課長	信田 和 子 君
介護高齢課長	小田 正 浩 君
福祉課長	加藤 良 成 君
農林水産課長	山田 義 則 君
商工観光課長	竹内 和 広 君
建設課長	中村 則 彦 君
都市計画課長	東海林 則 雄 君
下水道課長	早川 明 男 君
水道局長	川村 甚 一 君
会計管理者	中村 るみ子 君
農業委員会	
	小川 寛 一 君
事務局長	
選管・監査	
	佐藤 直 人 君
事務局長	

消 防 長	長	研 一 君
学校教育課長	木 村	正 夫 君
生涯学習課長	板 垣	敏 幸 君
荒川支所長	小 川	剛 君
神林支所長	鈴 木	芳 晴 君
朝日支所長	岩 沢	深 雪 君
山北支所長	齋 藤	一 浩 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林	政 一
事 務 局 次 長	大 西	恵 子
係 長	鈴 木	涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は25名です。欠席の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、尾形修平君、20番、小林重平君を指名いたします。ご了承願います。

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

昨日発生いたしました熊による人身被害と本市の対応についてご報告をいたします。昨日午前9時30分ごろ、高根在住の女性が同集落から約350メートル離れた畑で作業中に熊に襲われ、負傷されております。状況につきましては、肩から腕、太ももを負傷し、ご家族が医療機関に連れて行かれ、手当て後ご自宅に戻られております。

本市の対応といたしましては、午前10時に鳥獣被害対策実施隊の出動を決定し、午前11時10分から村上警察署と林道中山線を2キロメートル近くパトロールを行い、その後おりを3カ所設置をいたしております。また、本件の周知につきましては、午前11時にむらかみ情報ねっつによるメール配信、告知端末及び区長を通じての住民への周知のほか、看板の設置や広報車による注意喚起を行っております。今後の対応といたしましては、実施隊による高根地区の巡視、おりの見回りに加え、被害防止に向けた対策を検討し、効果的な対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） おはようございます。ご苦労さまです。今回の熊騒動というのですか、全国版のテレビでも放映されて、NHK関係ですか。また、日報にも大きく出ておりました、市長も大変でしょうけれども、今後の対応として確かにおりとかあるいは警戒とか呼びかけながらというの

もわかります。私の一般質問ではないのですが、真剣に熊が与えるいわゆる人間への危害も含めて、ちょっと前向きに検討していただきたいなと、こんなふうに思いますけれども、今後の対応の中でどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この事案発生後、直ちに状況の把握をしながら、どういう過程においてそういう事案が発生したのか。ケース・バイ・ケースになると思います。ただ、あくまでも鳥獣被害から身を守る自衛手段を講ずるということは、非常に重要なことでもありますので、先ほど私諸般の報告で申し上げましたとおり、検討すると同時に効果的な対策を講ずるよう、これからしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） よろしくお願ひいたします。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

#### 福祉課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） おはようございます。先日の稲葉議員の一般質問に伴う補足説明をご報告させていただきます。

学童保育所の臨時指導員で、放課後児童支援員認定資格研修を修了した方は何人いるのかということでありましたが、10人でした。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） ご了承願ひします。

#### 日程第3 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書についてを議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されました請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書は、去る6月21日、午前10時から第1委員会室において総務文教常任委員会を開会し、紹介議員の補足説明の後、暫時休憩し、協議会を開催した中で、参考人から趣旨説明を受けた後、審査を行いました。

委員から、趣旨に賛同し、請願に賛成の意見がありました。

その他意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから請願第3号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

日程第4 請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書についてを議題といたします。

本件は、経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） おはようございます。ただいま上程されました請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書は、去る6月23日の経済建設常任委員会において委員全員、紹介議員、財政課長及び契約検査室長並びに議会事務局長の出席のもと審査を行いました。

初めに、紹介議員に補足説明を求めた後、本市の状況について理事者に聞き取りを行い、審査を

行いました。

委員より、請願事項である末端業者の聞き取りや国土交通省の社会保険加入に関する下請指導ガイドラインに沿った指導となると、許認可権は国、県となることから市ではそこまではできないが、この請願対象はどこかとの質疑に、紹介議員から社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの周知徹底が請願の趣旨であるので、建設業協会への協力依頼や入札参加資格審査申請の際などにガイドラインを周知してほしいとの答弁でした。

その他委員からは、請願事項については市では対応を検討してできるところから取り組んでほしい、専門業者が助かるので賛成との発言がございました。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第4号は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから請願第4号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

日程第5 議第79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について

議第81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

議第82号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について

議第83号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結について

議第84号 消防ポンプ自動車（CD型）購入契約の締結について

議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

議第86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契

約の締結について

議第87号 市有財産の譲与について

議第88号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第79号から議第88号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第79号から議第88号までの10議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月21日午前10時から第1委員会室において、委員8名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、年額報酬はわかるが、条例上はどこで読み取れるのかとの質疑に、法令が改善され、新しい農業委員が任命されましたが、農業委員会が個別に定めた日から支給されます。財源は、農地利用最適化交付金ですので、別段で定めましたとの答弁でした。

委員より、経過措置の実態に即した説明をとの質疑に、農業委員は農業委員会の定めた施行日から、集落支援員は10月1日からの2段構えですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、附則の8月1日に至った経緯はとの質疑に、準備の整った施設から速やかに進めるとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、統合が違うのだから条例制定の時期もずれていてもいいのではないかと質疑に、教員の加配、校名、校歌等の準備は早目に対応しなければならないので、今回改正することにしましたとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員（ 部分は242頁に発言訂正あり）で議第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、屋外機の移動とあるが、難聴があるのかとの質疑に、民地を借用していたものを市へ移設したものです。運動公園には増設しましたとの答弁。

また、関川、栗島の周波数はとの質疑に、異なっている。自治体ではあえて変えているとの答弁でした。また、消防に支障はないかとの質疑に、防災行政無線なので、消防無線とは違うものですとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第83号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、取りつけ業者数はとの質疑に、村上市内の業者では足りなく、新潟からも頼んだ経緯がありますとの答弁。

また、委員より、2,800台はどのような世帯に取りつけるのかとの質疑に、手持ち400台をプラスして3,200台用意し、荒川全世帯と全事業所に対応しますとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号 消防ポンプ自動車（C D 型）購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、古い消防車は売れるのかとの質疑に、30万円から70万円ぐらいで全て売却されますとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第84号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、メーカーについては分団の意向を聞くのかとの質疑に、意向は聞いたことがないとの答弁。

また、委員より、197万円と高額ですが、維持管理はどのようにしているのかとの質疑に、月2回の点検をお願いしている。なお、小型動力ポンプは5年で更新をしているとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第85号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、天井撤去とあるが、断熱効果が失われることはないかとの質疑に、つり天井は撤去するが、その後は工事するので断熱は大丈夫ですとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第87号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議第88号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、堀ノ内自治会はもともと認可地縁団体であったのかとの質疑に、このたびの市有財産の譲与を受けるため、認可地縁団体となったものであるとの答弁。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第88号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

発言の訂正

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 議第81号ですが、「起立全員」ということですが、「起立多数」でしたので、訂正させていただきます。

済みませんでした。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

○議長（三田敏秋君） 質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第81号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、学校設置条例に対して反対討論を申し上げさせていただきます。

一言で言いまして、統合ではなくて、学校をシンボルとしてこの疲弊する地域、最高のシンボルとすべきではないかということでもあります。理由のその1、この地域の最大の課題は人口減少の問題です。これは村上市のみならず、国政の最大課題でもあるとは考えます。人口減少をどう見るか、どう対策を打つか考えるときです。学校の統廃合問題は市町村合併と同じだと私は考えております。市町村合併問題はどうか。今市民に問えば、合併しないほうがよかったと答える人がほとんどではないでしょうか。文部科学省も言うように、地域の心のよりどころとして、拠点として学校を存続させるべきだということでもあります。学校のないようなところに若者は来ません。

2つ目は、日本の食料問題として考えるとき、後継者が、若者がいなくなれば今砂漠の国より下がっている食料自給率を上げることはできません。小学校単位で食料問題を解決する食料基地として再建していくことがどうしても必要だと私は考えます。日本の国の食料主権を確立しなければ、かつてのローマ帝国のように日本は滅び去ることでありましょう。現在の小学校単位を守り抜く必要があるのではないのでしょうか。

3つ目に指摘をしたいのは、安倍政権はこともあろうに外国労働者が農業でも自由に働けるような仕組みを今構築しようとしています。本末転倒ではないのでしょうか。今どうしても必要なのは少子化対策であります。地域が豊かに発展していく道こそ求められていると考えます。

以上、3つの理由で学校設置条例については反対を申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 今の反対討論についてちょっと若干疑義があります。

というのは、市町村合併を問えばほとんどの人が間違っていたというようなことは撤回してもらわなければ困ります。

○議長（三田敏秋君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員長から報告を願います。  
議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） それでは、ただいま開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告いたします。

今事務局より竹内喜代嗣議員の反対討論の発言についてテープをおこしていただき、文字にしたものを委員全員で確認をさせていただきました。今長谷川議員からご指摘のあった部分読み上げますが、「今市民に問えば、合併しないほうがよかったと答える人がほとんどではないでしょうか」というふうな表現になっております。このないでしょうかという部分については、竹内議員の個人的な見解であり、これはそういうふうなことで、特に問題とするものではないというふうな判断に至りました。

報告は以上です。

○議長（三田敏秋君） それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 質疑を終わります。

それでは、これから議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について

議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第89号及び議第90号を一括議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中にご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第89号及び議第90号の2議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月22日午前10時から市役所第1委員会室において、委員9名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本会議初日に課長から説明があったが、この制度を提案するまでの流れを時系列で説明していただきたいとの質疑に、平成28年7月に政策推進課と本制度の検討及び制定に係る業務の実施に関して初めての打ち合わせを行った。その後、他市町村の制度保有状況の確認、把握に努めたが、医学生から医師になるまでの流れがわからないなどの問題確認。同年11月県看護職員確保対策課を訪問、県及び県内市町村の状況確認、医師の人事等に関する確認、制度に係る基本的な考え方及び医師のキャリアアップに関することなどの助言を受ける。同月、魚沼市健康課に対し、制度の運用状況などを聞き取り、同月村上市総合病院を訪問し、本制度に対する意見等を聴取並びに医師の採用状況等を伺う。同年12月までにこれまで聞き取りした内容をもとに素案を作成し、政策推進課と数回打ち合わせを行い、制度の矛盾点や調整を行い、素案の一部修正を行った後に病院と再度打ち合わせを行うこととしていたが、この時点では指定病院を指定するには至らず、平成29年1月に総合病院として県立坂町病院、村上総合病院、山北徳洲会に対して制度素案に対する意見聴取、

制度に対する対応の可否、医師の採用に関する現状を伺う。1月26日に関係各課と制度案に関して政策調整会議を行い、その後市長に制度案の概要説明を行い、市長の考え方と意見を伺った後に、2月には最終的な医療機関を決定するため、最初に確認を行った3病院のほかに、市内4病院に対して同様の意見聴取と対応の可否について確認を行うとともに、貸与額を決定するため、市内高校の進路指導教諭に対して、医学部進学に関する現状を聞き取りし、2月26日には郡市医師会の理事会に出席し、本制度に対する意見聴取を行い、その後郡市歯科医師会において本制度における歯科除外の考え方を説明し、同意を得る。以上、これまでの意見聴取や制度の内容を精査し、3月に市長、副市長に制度の内容説明及び最終確認を行い、決裁を受け、現在に至るとの答弁。

委員より、貸与を受けた修学資金の返還を全額免除する条件が、指定病院で従事期間4年という期間はほかの自治体と比較して短過ぎるのではないかと。制度設計のどの段階でこのようになったのかとの質疑に、素案を作成するに当たり、県、他市町村等に聞き取りを行った中で、市立病院を有しない本市では長い期間の指定勤務は難しいとの助言を受け、現実的に勤務可能な期間として早い段階で4年としたとの答弁。

委員より、貸与を受けた修学資金の返還を全額免除する条件で、臨床研修を終了した日から起算して12年以内という指定勤務対象期間は、他市の条例を見ても見当たらないが、どの段階で12年と出てきたのかとの質疑に、当初は8年ぐらいを考えていたが、2月の医師会との協議の中でやはり市立病院を持たない本市では臨床研修とスキルアップ期間を十分に積んでもらい、その後その経験や技術を本市に還元してもらうために引き続きとはせず、12年という長い期間としたほうが望ましいとお聞きして、そのようにしたとの答弁。

委員より、選考に関する基準はどのようになっているのかとの質疑に、書類審査、面接をし、詳細については市民厚生常任委員会、関係課と財政的なものも含め、市長の政治的な考えも入れて詳細を詰めていきたいとの答弁。

委員より、自治医科大で修学する学生にはどのように対応するのかとの質疑に、条例には記載していないが対象外とするとの答弁。

委員より、市内の高校生が年間どのぐらい医学部に進学しているのかとの質疑に、住居が市内にあるかどうかまでは確認できないが、中等からは毎年数名、村上高校はここ数年医学部へは進学はないとの答弁。

委員より、制度設計の過程で対象者を市内の子供に限定する考えはなかったのかとの質疑に、住所要件を設けることにより、本制度の目的である医師確保が難しくなると判断し、要件を外したとの答弁。

委員より、県では順天堂大学と連携して地域枠を採用しているが、本市でも地域枠に関しては検討しなかったのかとの質疑に、県の担当者と話したときに、県は新潟大学と順天堂大学と連携して地域枠を持っていることから、本市では設けないこととしたとの答弁。

委員より、この制度を検討する前に市内出身者で医者になられている方、また医師を目指して医学部に通っている方々に村上に戻って来てもらうような方策を検討するというようなことはしなかったのかとの質疑に、村上初め県内出身者の方で県外で医師をされている方にはがき等で戻ってきてくださいとの要請をしたらどうかなど、医療機関の方からも助言をいただいたが、この条例の目的というのが医師を育てて未永く村上の中でという考え方の中で、ほかにも医師確保対策は今後あわせて検討していく必要があるというふうに考えているとの答弁。

委員より、万が一奨学金を利用して医師になったが、村上市には戻れません。全額返金しますと言った場合、一括返還または期間内であれば無利子というのでは、市民の税金を使って制度だけを利用される可能性もあると思うがとの質疑に、心配されることは理解するし、そのような事案が起こらないとは言い切れない部分が存在するとの答弁。

委員より、本制度は完全なものとは思えない。平成30年度からの運用を目指すのであれば、まだ時間的な余裕はあるように思えるので、一度取り下げて再度提出するということはできないものなのかという質疑に、すぐには返答できないとの答弁。

これを受けて委員より、市長がおられるのであれば委員会に出席願いたいとの発言があり、市長に委員会へ出席していただきました。現在までの審査過程について市長に概略説明した後、質疑を再開しました。市長より、内容については承知した。行政として医師の確保は喫緊の課題であり、これまでも議会の皆様方より幾つかのご質問にでき得ることから取り組みたいと答えてきましたが、本制度に関しても性急に制度設計をしたわけではなく、内部で多くの議論を重ね、他の先進事例を研究し、県の取り組みも踏まえた形でこれがベストの制度であるとして議会に提案しているので、ご理解をいただきたい。所管の委員会に制度の概要について事前に説明することがなかなか難しい状況で、事前審査にならないようにそのところの取り扱いに配慮が足りなかった部分はあるかもしれませんが、その辺も含め現在このような形になっていますので、議会の皆様方のご判断をいただき、これが今取り入れることなのかと考えているとの発言がありました。

委員より、やはり一度取り下げて行政でしっかり議論をしていただき、議会には地域医療の特別委員会もあるし、市民厚生常任委員会でも議論して、皆さんが納得いく形で再度提出してはいかがでしょうかとの質疑に、この条例の中に不備があり、議会としては認められないとなった場合は、その部分についてどういうところなのかをご指摘いただき、どのような手法によるかは研究しなければならないが、今定例会中にそのような形で整理できることを目指していきたいと考えているとの答弁。

委員より、この制度の中で指定病院で勤務することは強制することはできない。一括返済すれば当然免除されるというのは、必ず入れなくてはならないと思うが、どのように理解しているのかとの質疑に、9条でうたっているように決して縛りつけるものではない。あくまで個人の意志を尊重しなければならない。他の自治体においても同様になっており、これは法的に書かなければならな

いものだと思うとの答弁。

委員より、やはり対象者が全国どこからでもというのが気になる。村上市民に限定してほしかった。毎年市外の子供に多額の税金を投入するのでは市民の理解がいただけない。また、地域枠に関しても何とかして取り上げられないものか。そしてやはり12年というのは長過ぎると思うが、再度市長も交えて知見者の意見も聞いた中で再提出はできないものかとの質疑に、ここに至るまでに各病院、高校の進路担当者、医師会、現場の先生方の意見を聞いてこの形になった。医師確保には限定するより住所地要件を設けないほうが有効であると判断した。本来であれば村上市の子供たちを対象としたかったが、それは難しいことだと認識した。また、地域枠に関しては県でも行っているが、今後先進事例を見ながら対応させていただきたいとの答弁。

それらを踏まえ、市長から庁内で研究させてもらうため休憩をとっていただきたいとの申し出があり、了承した。

会議を再開し、冒頭市長から委員各位からご指摘いただいた件は、制度設計をする過程で議論になった部分である。そのことを踏まえ先進事例、県下の状況、村上市の状況を村上総合病院を中心とする病院群、現場のドクター、そして県の関係機関と協議し、状況を確認した。現在医師の配備に関しては医局を中心としてローテーションが組まれており、フリーハンドでドクターを呼べない状況にある。医療現場では専門性を有する複数の医師によって行われている実態がある中で、どういった形で医師の確保を図っていくかということ考えた結果、今回提案させていただいたものがベストの手法であるという結論に至った。医師の確保の方策として、行政としてこれが最善の策であると改めて判断している。皆様には特段のご理解をいただき、ご決定願いたい。

また、今日に至るまでの過程の中で幾つかのそごがあったことについては真摯に受けとめたい。施策として提案するとき、内部の議論としては議会に対しどのように説明していこうかとの議論にはなるが、そのことによって議会前に提案すると議会の議論に支障を来すとの意見もあり、難しい判断を強いられていることも現状としてあります。できることであれば議会の皆様方とともに、市民の福祉向上、幸せのために施策を運営していくわけでありますので、どのような手法が市民にとって最良のものなのかを議会で判断していただき、我々に投げかけていただき、真摯に受けとめながら今後の対応としていきたいとの発言があり、質疑を再開しました。

委員より、この制度を設計していく中で県及び地元医師会とのやりとりの中で、どの部分が一番参考になったかとの質疑に、医師の採用方法、人事権などは一切わからなかったが、県の担当者との話し合いの中で現在行われている他市町村の状況であったり、村上総合病院での医師の採用状況を伺ったことが参考になったとの答弁。

委員より、順天堂大学であれば入学金として200万円ほどかかるが、制度設計の過程で一時金についての議論はあったかとの質疑に、一時金がハードルになっていることは認識していたが、月々の支援を行うのがよいのか、一時金を含めた形がいいのかは議論したが、総合的に判断して今

の提案を行ったとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第89号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、県の一部改正によってと説明があったが、経緯について説明願いたいとの質疑に、市町村からもかねてから要望しており、精神障害者の方も追加されたとの答弁。

委員より、今回の改正でどのような影響が出るのかとの質疑に、通院530円、入院では1日当たり1,200円の負担となるとの答弁。

委員より、今までの負担とどのぐらいの変化があるのかとの質疑に、国民健康保険であれば外来3割負担のところ通院530円の負担で済むので、かなりの軽減になると思うとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第90号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

この後、賛成反対各討論るございますけれども、ここで午前11時20分まで休憩といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

最初に、議第89号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） ただいま上程されております議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定についてであります。反対の立場から討論いたします。

最初に申し上げておきますが、日ごろ私の後援会での報告会や市政報告会などでは医師不足の問題は深刻な問題であり、早急に行政などと支援策などが必要であり、他の自治体例なども含め村上市も必要性があると言ってきました。しかし、本条例案に対しては賛成するのが普通でありますけれども、村上市の条例として、また将来ある医学生に対して誇れる条例にさせていただくために、

もっと条例の内容について十分に検討していただきたく、反対させていただきます。

その内容と言いますと、新潟県や魚沼市、糸魚川市などは県内在住者が新潟県にゆかりがあることという地域限定の条例文があることです。しかし、村上市の条例には地域については何も明記がありません。

次に、返済義務の当然免除であります。本条例では大学を卒業後、2年以内に医師の免許を取得し、その県や市町村の臨床研修病院における臨床研修終了後、臨床研修を終了した日から起算して12年以内に指定病院において医師の業務に従事した期間の合計が4年に達したとき。ただし、臨床研修を指定病院で受けた場合は、その期間の2分の1に相当する期間を指定勤務期間に含めるものととなっております。ということは、例えば村上市の指定病院で研修し、医師の業務に準じた場合は最短で5年間在勤すれば返済が当然免除となります。しかし、他の自治体の当然免除は貸与期間の1.5倍以上の勤務期間となっており、医学部を6年間で卒業した方は最低でも9年間は勤務しなければなりません。村上市の条例は勤務期間が短過ぎる点を指摘いたします。

また、返済の部分については、村上市の条例では返済しなければならない場合は、貸与された修学資金の全額を、該当する事由が生じた日から30日以内に一括して返済しなければならないとなっておりますが、新潟県の条例では貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1カ月以内に返済しなければなりませんとなっており、その利息はその交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10%の割合で算定した額としますとなっております。延滞利息につきましても、正当な理由がなく、定める期限までに返済しなかったときは、返済すべき日の翌日から返済の日までの日数に応じ、返済すべき額につき年14.5%の割合で算定した延滞利息が課せられますとなっております。

つまり条例の内容が精査されてなく、ただ条例ありきの提案ではないのでしょうか。この条例で市長は何をしたいのかが見えてきません。村上市の医学を守る人材に行政が支援する仕組みなのか、村上市の医師不足を解消する役割なのかが、目的が今の条例の内容ではさっぱりわかりません。他の自治体のこの種の条例を制定している市町村は、市立の病院や郡病院などの公立の病院がある地域がほとんどで、その病院の医師確保が大前提にあるようであります。厚生連には独自の奨学制度もありますし、各病院も医師不足は死活問題であることには間違いありません。もう少し時間をかけて県や医師会、地元の有識者などと検討しても遅くはないと思います。公立の学生が1カ月15万円、私立の学生が30万円、合わせて45万円。1年間で540万円。6年間で3,240万円のいわゆる投資をするわけですが、その子たちが村上に根づくとは到底思えません。

施行していないのにこんなことを言うのは大変失礼とは存じますが、医師になってしまえば村上市はこちらで資金の返済をするから、このままこの病院に残っていただきたいなどという話にもなるのではないのでしょうか。まして指定病院に県立坂町病院がありますが、県とは本当にしっかり協議したのでしょうか。県の奨学資金を利用した学生は9年間、村上市の奨学金を利用した学生は5

年間では何かおかしい気がいたしますが、そう思うのは私だけでしょうか。

私も4人の親として現在大学に行っている子もいますし、高校生の子もいます。残念ながら医学部ではありませんが、体育系で頑張っています。将来プロや競技の世界では有名選手になったら村上市にもたらす経済効果、PRにもつながるはずですが、片や親が借金までして子を育て、医学部は行政で支援していただいでではどうなのでしょう。村上市の子供から医師を育てるとか、村上市に根づく医師を育てるとか、大義名分をはっきりさせていただいて、条例が村上市にとってすばらしい条例となるためにもいま一度内容を十分に検討し、国や県などにも協力をさせていただき、3,240万円の税金が価値ある使い道となることを切望して、今の段階での条例としては残念であります、反対とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、村上市医学生修学資金貸与条例制定について、賛成討論を行わせていただきます。

最初に申し上げたいのは、一步前進ではないかということであります。市民の皆様にお聞きしますと、病院の医師を何としても確保してください、あるいは安心して病院にかかれるようにしてくださいなどという声が数多く皆様にも寄せられているのではないのでしょうか。市内にとどまらず、医師を目指す方々に広く門戸を開き支援することは、村上市の医師確保に対する熱意と姿勢が広く全国に示されるものと考え賛成といたします。

加えてお願いしたいのは、市長にお願いしたいことですが、これは国全体の医師不足が深刻なことから始まっています。政府が本格的に医学生を支援する制度を構築する以外に解決の道はないかというふうに考えます。医学生への道を資金がなく諦めている若者に、国みずからが制度構築をすべきではないかと私は考えます。国に要望していただくことをお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第89号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第89号は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1 議員発議第6号 議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定について

### に関する附帯決議

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

本日、姫路敏議員ほか4名から議員発議第6号 議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定についてに関する附帯決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員発議第6号を日程に追加し、議題といたします。

議案を配付させますので、お待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（三田敏秋君） 追加日程第1、議員発議第6号 議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定についてに関する附帯決議を議題といたします。

提案者から提案理由の説明をお願いいたします。

13番、姫路敏君。

〔13番 姫路 敏君登壇〕

○13番（姫路 敏君） 今回、この附帯決議を出すことになった一番の要因は、議第89号の村上市医学生修学資金貸与条例についての市民厚生常任委員会での議論に由来するところが大きくあります。我が村上市議会始まって以来の長丁場において、条例案の審査が行われました。内容は、先ほど常任委員長の丁寧な報告のとおりですが、条例審査の議論の場では議案撤回発言まで飛び出すほどの白熱した議論がなされました。これは議員各位がこの条例の必要性を察知し、認めることから、より踏み込んだ議論がなされたものと認識しております。

ただ、この条例の結果が見えてくるのは早くても10年後になることは、議員各位がご承知のとおりでございます。そこで我が村上市議会は、今回の条例審査における市民厚生常任委員会での議論を大事にして、慎重審議を行ったことを後世に伝えていくことは議会として大事な役割だと考えます。

よって、このたび可決された議第89号に対しまして、議会の思いを大切にすべく附帯決議を付して理事者側、そして市民に対して、村上市議会がしっかりと議論をして、その上で議会として求めることを示すものでございます。

決議案を朗読いたします。

議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定についてに関する附帯決議（案）

議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定については、審査を付託された市民厚生常任委員会において、運用の段階で、真にその目的とする村上市内の病院において必要な医師を確保し、もって村上市における安定的な医療提供体制の整備を図るとした目的そのものの達成を懸念する質疑が

交わされました。また、審査の中では返還債務の当然免除の規定、返還の場合は無利子とする返還の規定、及び貸与対象者の規定についての指摘や、地域枠を用いた大学医学部との協力体制の検討や、理事者側での再検討についての意見もあった。

これらを受け市長から「この条例制定は、本市の医師不足を改善するために、現状で考えられる最善のものである」との説明があり、また、「今後、本条例の制定後、しっかりとその機能が果たされ、成果を上げていけるような取り組みを進めていかなければならず、状況が変化する中では、そのことについて柔軟に対応していく」との答弁があった。

まさに本件は、本市において必要とする医師を確保するという喫緊かつ重要な課題に真正面からぶつかり、市民の力を結集して、真に安心して暮らせる村上市をつくる上で大変重要な条例となることを十分理解するものである。

よって、本議会としては、この条例の運用においては、変化する状況に適切に対応するため、常に調査・研究を重ね、最善の成果が得られるよう、下記について、確実に実行することを求めるものである。

#### 記

本条例の運用に当たっては、村上市内の病院において必要な医師を確保し、もって本市における安定的な医療提供体制の整備を図るとした目的達成のため、議会の意見等を十分に踏まえ、適宜、適切な対応を図ること。

平成29年6月30日、新潟県村上市議会。

賛成者は、長谷川孝議員、佐藤重陽議員、大滝久志議員、山田勉議員。提出者は、私、姫路敏でございます。

村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） それでは、提案者に対しまして質問させていただきます。

まず第1に、先ほど長い委員会報告になりましたけれども、姫路議員ご承知のとおり、この議案に関しましては委員9名、委員外議員11名と、20人の議員の方が参加して議論していただきました。その中で、先ほど委員会の報告には載らなかったのですが、姫路議員のほうからもここに書いてあるように、条例制定を受けても社会情勢等によって柔軟に対応してくださいというようなご質疑があって、それに対して市長のほうからもフレキシブルに対応していくと、まさにここに書かれている内容は、委員会で議論された内容が全てだというふうに私は受けとめたわけです。

その中であえてこれを附帯決議とする理由が、いまいち私のほうには伝わってこないもので、提案者から改めて伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 委員長が丁寧に報告したこと、十分わかります。しかしながら、今までの議案もそうですけれども、一般的な議案というのは最終的に委員長の報告をして、賛否をとって賛成か反対かだけで決まっています。我々が議会として市民厚生常任委員会があれだけ長丁場にわたって議論したということは、それは確かに丁寧に委員長は報告したのはわかります。しかしながら、後世には何のチェックする場もなく流れていきます。それだと10年後にこの結果が見えてくるのですが、そこで大事なことはこの条例が制定されるに当たって、議会はこれだけのことで議論したのだらうということは残しておくべきだと思うのです。そのためにあえて議会としても市民に対してそういうことがあって、我々はあえて市長さんに慎重に頼むぞということを言うのだと、言っているのだということを、最終的に、将来的に残していきたい、ここなのです。それが伝わるのは、こういった形で決議しておくことこそが必要だらうと、こういうことです。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 今回関係者の中に長谷川議員と山田議員ということで、市民厚生常任委員会の委員の方がお二方おられますけれども、本来本市議会は委員会付託制をとっておりますので、附帯決議をつけるのであれば、委員会内で出てきてしかるべきではないかなというふうに思います。先ほど報告しましたように、委員会内では討論も意見も出ない中で、起立全員で賛成されたわけですので、何で本会議の時点でこれが出てきたのかなということがちょっと私には理解できないのですけれども、その辺提案者はいかがお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 委員長言うように、本来委員会の中でこういう附帯決議というのは出てくるべきだらうと思います。それだったら何で委員長のほうでしっかりとそこまでのことがわかっていれば、ちょっと休んで協議してということをしなかったのか、私は疑問でしょうがないです。あれだけの委員のメンバーではなくて、委員長そのものが今のことがわかっていれば、しっかりとちょっと協議会に切りかえたりしてやればよかったのだらうと思います。

しかしながら、もう委員会は賛成全会一致で決まっております。今さらになって委員会に戻ることはできません。したがって、私はこれは本来委員会でやるべきことなだらうけれども、どうしてもこの議案を賛同して可決していく内容の中に、これだけはということを残しておきたい、ということで私らはそれで出したのです。つまり長谷川議員も山田議員も委員会のときはそういうことを少し思ったにしてももう終わってしまった。その後にならうというところで考えた結果、本会議で附帯決議が出せるのかということ事務局とお話ししました。出せるのであれば残しておきましょうよと、こういうことなのです。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

25番、板垣一徳君。

〔25番 板垣一徳君登壇〕

○25番（板垣一徳君） 大変ご苦労さまでございます。いかにせよ緊急な附帯決議でございまして、私も議員は長くさせていただいてきておりますが、実は附帯決議というのは本当に私自身記憶では初めてでございます。

私は今なぜ反対をするかという2点について皆さん方にお話をしたいと、こう思います。まず1点目です。これは地方議会の実務講座の中の説明を見ますと、るる附帯決議には書かれております。拘束力もない、あるいは議案が可決しなければ、この附帯決議は出せない。さらには、附帯決議は一般には委員会、いわゆる市民厚生常任委員会で、先ほどもお話ありますが、ここで附帯決議というものが出てくるという例はあるのです。そういう観点から、実は6月の22日に先ほどから委員長、提案者の姫路議員からお話するありますが、本当に白熱した議論が行われました。しかし、市長が出席して今の附帯決議の中間部にも書かれておりますが、市長は重要なことでありますので、今後これを実践をしていく、実行していくにはいろんな意味でしっかりとやっていきますよと、こういう答弁のもとに、委員長が採決を諮ったら、全会一致で可決をした事案であります。そういうことで先ほど提案者の姫路議員からもお話がありました。本来は委員長が協議会に切りかえるなり、あるいは指揮をとって附帯決議が出せれば私も極めて、これ委員長の責任にするのではありません。私自身も委員でありますから、私にも責任は、9分の1の責任はあるわけではありますが、私はその9人の委員が賛成をしたということは、あの長い議論の中で市長の説明で十分理解がとれたということで全会一致の委員会に可決された私は事案であるということが、1点私としてはどうも納得しづらいなと、これが1点であります。

それからもう一点は、行政、議会、これやっぱり昔から車の両輪であり、信頼、市長の言うことを信頼しなくなるとはこれ話にならぬと思いますし、私ども議員同士でも議長が言うことを信頼できなければ、これは何をつくるにも、何を実行していくにも、何を議論するにも私は信頼ということのやはり必要性があるのではなかろうかと。行政の皆さんも、あれだけ保健医療課長さんも答弁をされておりました。理念を持った答弁もされておりました。そういう方々との信頼をしっかりと私ども議員がやはりとっていくことも重要であり、大切なことだと、こう私は思います。

この2点から私は今の余り拘束力もない附帯決議であるならば、私は反対を表明をするものでございます。

○議長（三田敏秋君） 21番、佐藤重陽君。

〔21番 佐藤重陽君登壇〕

○21番（佐藤重陽君） ただいま上程されました議第89号村上市医学生修学資金貸与条例制定についてに関する附帯決議（案）について、賛成の立場で少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

今ほど板垣議員からもありました理事者と議会の両輪の関係、そして信頼の関係、私も当然必要だと思っております。そういう信頼と議会の意思を示す逆に大切なものが附帯決議の中にあるのだらうというふうに考えているわけであります。この附帯決議そのものの効果は強制力があるものでは確かにありません。しかしながら、議会の議員の意志を示すというやはり大切な決議になるのだらうと、そういう意味で附帯決議というのは確かに村上市の議会の中では過去例のないものかもしれませんが、大切な議会としての行為なのだらうというふうに思うわけであります。

この議第89号条例の必要性は皆議員、議会としても理解はしているということであります。しかし、さきの議第89号の本間清人議員の反対討論のとおり、議会議員としては逆に不安も同時に備えた、要するにあわせ持っているものだと考えるわけであります。それがさきの委員会の中で長きにわたって議論が交わされた事由なのだらうと。そのことの不安を議会としてぬぐい去るため、そのためにもこの附帯決議はぜひとも必要なものではないだらうかと、そのため議会の意思を示す大切なものであると、そのものがあわせ持たれ、附帯されたことによって確かに強制力、効果という意味では薄いのかもしれませんが、我々議員としてのこの議案に対する思いであり、懸けるところが示せるのではないだらうかなというふうに思い、私はこの提出に賛成をさせていただいているものでありますし、ぜひとも村上市議会としてもご理解をいただいて、この議第89号の実際に運用に対する効果というものは皆様が言われるとおり先の長いものであります。事業は来年から始まりますが、その効果、運用を精査できるのは最短でも9年、遅ければ15年、16年先に初めてその効果が問えることになるわけであります。そのことを推察する限り、やはりそう簡単ではない、大切な議案ではあります。簡単に答えの出せないまた議案でもあるというところを酌んで、この附帯決議に賛成するものであります。

ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 次に、反対の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。討論なしと認めます。

これから議員発議第6号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議員発議第6号は否決されました。

○議長（三田敏秋君） 次に、議第90号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は委員長報告のとおり可決されました。

午後1時まで昼食休憩のため休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議第91号 市道路線の認定について

議第92号 市道路線の廃止について

議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について

議第94号 11t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングブラウ）購入  
契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第91号から議第94号までの4議案を一括議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第91号から議第94号までの4議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月23日の請願の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、委員全員、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第91号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第91号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、廃止路線の延長はとの質問に、624.8メートルであるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第92号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、審議会委員について一般公募する水道の使用者及び下水道の受益者については、現状として地区により料金設定が異なり、市民の意識が異なると思うが、委員の選定をどのように考えるのかとの質疑に、一般公募のためどの地区から応募があるかわからず、料金が高いところ、安いところがあると思うが、使用者、受益者の意見もお聞きしながら、それ以外の学識を有する方や関係諸団体の皆さんで、市全域の料金について審議会でお諮りいただきたいとの答弁でした。

委員より、審議会から村上市への答申はいつごろを考えているのかとの質疑に、平成29年度に設置して、平成31年度の早い時期に答申をいただければと考えている。なお、その後に市民や議会への説明、広報、周知を行い、平成32年4月から従量料金を改定したいと考えるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第93号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第94号 11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、老朽化した除雪車は入札して売却済みだが、売却しなくても有効活用できないのかとの質疑に、1台はオイル漏れしていて多額の修理費がかかり、もう一台は老朽化が激しいので、いずれも再利用を断念したとの答弁でした。

委員より、購入する除雪ドーザは市の車庫に保管か、除雪の委託業者で保管かとの質疑に、市の格納庫に格納しておいて、除雪シーズンになったら業者に貸与する形になるとの答弁でした。

委員より、購入する除雪ドーザの耐用年数はとの質疑に、法定耐用年数は5年だが、更新時期は20年超えを目安としているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第94号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）

議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第95号から議第99号までの5議案を一括議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。  
一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）について、その審査の概要について報告を申し上げます。  
議第95号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査するわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査されたところであります。特別委員会の最終日には全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の経過について報告させていただきます。

総務文教分科会長からは、歳入において、第14款国庫支出金で、委員より地方創生推進交付金の内容はとの質疑に、木彫り堆朱の認知度向上、首都圏への販路拡大や首都圏におけるプロモーション事業が決定したもので、事業の半分が交付金として来ましたとの説明でした。

次に、歳出について、第2款総務費について、婚活支援事業について結婚に至るような形は見えているのかとの質疑に、平成27年度には32組、平成28年度は17組のカップルが誕生しましたが、結婚までに至ったかについては、プライバシーの関係もあり、把握しておりませんとの説明でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳入において、第15款県支出金で、地域自殺対策緊急強化事業市町村事業補助金について、補助金割合はどれぐらいなのかとの質疑に、10分の10であるとの説明でした。

歳出について、第4款衛生費、保健衛生総務経費で13万9,000円計上しているが、これは医学生修学資金貸与条例に関する広報費かとの質疑に、そのとおりですとの説明。

何部作成するかとの質疑に、500部ですとの説明。

部数が少ないように感じるが大丈夫かとの質疑に、地元を優先して懇切丁寧に行うとの説明でした。

次に、経済建設分科会長からは、歳入において質疑がありませんでした。

歳出について、第6款農林水産業費で漁港施設整備経費について県の内示により予算組み替えを行い、桑川漁港と脇川漁港の防波堤の断面修復工事を行うとのことだが、その内訳と今後の予定はとの質疑に、内示額は全額ではないが875万2,000円だった。事業費は1,750万4,000円で、内訳は桑川漁港の南防波堤1,334万4,000円、脇川漁港の西防波堤の416万円である。機能保全計画を立てており、船揚げ場等の修繕を予定していることから、次年度以降に事業要望をしたいとの説明でした。

第7款商工費では、委員より、工業団地経費で堀ノ内工業団地の未登記物件にかかわる土地所有者名義変更については、委託料ではなく負担金として支出するのかとの質疑に、土地の名義変更に民事裁判を起こす必要があるが、村上市は裁判の当事者にならず、現在の登記名義人である旧所有

者と現所有者との裁判になる。しかし、旧山北町当時の事務誤りにより未登記になったもので、市が名義変更にかかわる裁判費用を負担するということであるとの答弁により、委員より、その土地所有者名義変更費用について、旧山北町当時の町長や担当者に負担を求めたり、損害賠償をしないのかとの質疑に、現在はその予定はないとの説明でした。

第8款土木費で、委員より、日沿道新潟山形県境地区期成同盟会負担金について、設立30周年のイベントの実施のため、30万円を補正計上とのことだが、このイベントは鶴岡市と村上市の合同開催のはずであり、鶴岡市の負担はとの質疑に、例年だと両県の意見発表ということでやっていたが、新潟側の提案により今回は注目度を高めるため、規模を大きくしてパネルディスカッションの計画をしていることから、今回は村上市で負担するものであるとの説明でした。

以上、質疑終結の後、賛否態度の発言はなく、総務文教分科会、市民厚生分科会、経済建設分科会は起立全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

以上、当特別委員会の各分科会報告に対する質疑はなく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第95号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）については、担当課長に説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第96号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第97号について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第97号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第98号及び議第99号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き、審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、上下水道事業審議会の会議を3回予定し、委員10人分の委員報酬19万円では1回当たり六千二、三百円で安いのではないかと質疑に、委員報酬については1回当たり委員が6,300円、委員長が6,500円であり、10人分で19万円となるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第99号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は委員長報告のとおり可決されました。

最初に、議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議第100号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第100号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第100号について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,510万円を追加し、予算の規模を1億2,450万円にしようとするものであります。

このたびの補正は、老朽化していますスキーセンターロッジの屋根、外壁、内装及び照明灯を改修する経費につきまして追加補正をお願いするものであり、今シーズンの営業開始に間に合わせる必要があることから、本定例会へ追加提案させていただくものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において第4款繰越金で10万円を、第6款市債で3,500万円をそれぞれ追加をいたしました。歳出においては、第2款総務費で工事請負費3,510万円を追加いたしました。

第2表、地方債補正は、これによるスキー場整備事業債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 市長にちょっとお伺いしたいと思います。

ただいまの提案のために資料のほう配らせてもらって、市長もごらんになったと思うのですが、收支のほうを見ると非常に赤字が続いている。それから、気になるのは利用客の人数が最盛期と比べると半分以下になっているという中で、今回3,510万円の修繕費という格好での補正が上がっているわけですが、今後この蒲萄スキー場の将来的な見込みというか、経営の考え方を市長からお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおり、数字的にはこういう状況にあります。しかしながら、公の施設として整備をいたしました市のスポーツ施設でありまして、これまでの役割、当然大きな役割を果たしてきたわけでありまして、そうした中であって、投入する経費とそれによる効果、これをどういうふうな形でコスト計算をしていくのかという議論になっていくのだろうというふうに思っております。しかしながら、市としては今現状この施設を運営していくという方向で今意思の決定をしておりますものですから、そういう意味においてはさらに利用客がふえる、これまでも例えば学校のスキー授業とかそういう形のものを取り入れる中で、どんどん、どんどん地元の若い年代に向けてのアプローチもしているわけでありまして、そういうところを踏まえて、少なからず減ってきているスキー人口、ここをしっかりと下支えをしながらそれを活用して行って、ここからそういうふうな形で育っていけるような、そういう人材をつくっていききたい、そんなイメージを抱きながらスキー場については運営をしていきたいなということで。

また、集客の部分に関しましては、比較的コアな皆さんが来ていただいている部分もあります。ということは、このスキー場にある意味、そういう魅力の部分があるのだということ。ですから、その辺を少し磨き上げることによって訪れた方々に、居住環境のいい、そういう時間を過ごしていただきたいという思いもありまして、今回ご提案を申し上げているということでもあります。

いずれにしましても、これが劇的に黒字に変換できるかどうかというのは非常に難しい課題だとは思いますが、それは目指していく。しかしながら、これを将来的に市のスポーツ施設としてしっかりと維持をしていくということには変わりないということで、私はこれから取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。今本間議員の答弁に、しっかりとこれから黒字経営とかになっていくのは難しいとしても、しっかりやっていくのだというお話がございましたが、その議論はもっと前にするべきなのではしょうけれども、こうやってこの資料が黒三角がずっと平成8年から続いている数字の合計を見ますと、確かにコアなお客さんが来ているという市長の答弁もそうなのではしょうけれども、実際市の施設としては私は黒字、赤字ではなくて、どうしても行政としてこの施設は持っておかなければいけないのだという施設と、赤字であろうとも市民の行政サービスとしてその施設はなければいけないのだというのは当然あると思うのです。

ただ、スキー場という施設の中で、例えば雪国でありますこの地域とはいえども、小出とか小千谷とかああいう中越地方の市営スキー場はほとんどが今閉鎖しています、やめている。民営に委託するといったってほかにもっといいスキー場という失礼だけれども、あるものですから、市営スキー場お客が来ないものだという形だと思うのです。やっぱりそろそろ3,500万円、今度リフトのまた修繕だ、圧雪車にまた4,000万円とかというのがずっと続いてくるというのを考えますと、やっぱり市長としても決断するべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおり、まさにそここのところは非常に悩ましい部分であります。いずれにしましても、平成29年度蒲萄スキー場の当初予算におきまして、圧雪車の購入については議会のご議決をいただいております。私といたしましては、議会のご議決、そのご意思に従って、スキー場の運営を今後もやっていくというふうな提案に対してのご回答をいただいたのだらうという認識はまずあります。

しかしながら、今数字で見るとこういうふうになっています。先ほど本間善和議員のほうにもお答えを申し上げたわけでありまして、やはり今議員ご指摘のとおり、公の施設の役割、これが費用対効果でプラスになっている、プラ・マイ・ゼロの状態、これは健全なのだと思いますけれ

ども、それだけで推し測ることができない部分も実はあるのだろうというのがあります。私は先ほどコアな皆さんから好かれていると言ったのは、スキー場の持つ性質が、例えばそういうジャンルの方々には非常にメリットあるスキー場。要するに中上級者も楽しめるスキー場、それと同時に初級者、小学校、中学校もスキー授業として使えるスキー場であるならば、そういうものを授業の一環の中で取り入れて、それを継続していくという考え方もあるだろうということで発言したつもりであります。

先ほど申し述べなかった部分がひとつあるのですけれども、実はこれやはり我々行政のこれまでの経験則の中で、それだけで作り上げていくにはなかなか難しい部分があるというふうに思っておりますので、これから外部の知見を入れながら、少し将来展望としての検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） いつの答弁か忘れましたが、もしスキー場を閉鎖をして蒲萄の集落の方に借地権をお返ししても、全部リフトなんかの整備をしてきちんと更地というか解体をして返すとなると、概算で1億5,000万円ぐらいかなというふうな、一度一回答弁をいただいたかなと記憶にあるのですが、違いましたか。

数字はいかんせんとして、例えば費用対効果というか、これからまだこの先もずっと一般会計の繰入金で5,000万円、6,000万円と続いていくのであれば、例えば6年それが続いたってもう3億5,000万円なんてあっという間になってしまうわけです。そうすると、今解体してでもやめるのも一つの選択肢、その分かけたお金を一応別なところに金かけられるわけではないですか。何にやっても市は予算ない、何か頼んでも金ないと言われるところをお金をつくり出すことができるわけです。だから、そのことをやっぱりもうちょっと真剣にお考えいただけないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確におっしゃるとおり、あそこの用地についてはそういう性質のものですから、更地にしてお戻しをするということになるのだろうというふうに思います。そのときの経費と今の今シーズンに向けて、あの地域の皆さんが大切に今日まで育ててきた、雇用も含めて。そういう施設を今シーズンは動かすのだという今立場にあるわけでありますから、それは動かします。

その後、今後それをどういうふうな形で継続をしていくのか、またいけるのか、これをやっぱりしっかりと我々も考えなければならない部分だろうというふうに思っております。ただ、ここにかける部分がよそにかかるだろうという、そういう一律的な考え方では私はないのだろうというふうに思っております。限られた予算の中で優先順位を考えながらしっかりとそこに入れていくこと。これもまさに大切な部分だという、赤字ではありますけれども、大切な部分だというふうに認識をしているから、予算をお願いをしているわけでありますので、そうしたところを総合的にやっぱり

勘案していく必要がある。ただ、いずれにしましても、こういう状態が健全であるとはなかなか言いがたい状況があると思いますので、先ほど申し上げましたとおり、将来展望についてはしっかりと検討をスタートさせたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 前の大滝市長のときに、平野歩夢君の練習場が小国のスキー場で、あそこにハーフパイプがあるので、今回銀メダル取ったときも村上と同じような待遇で小国で歓迎会やっていただいたはずなのです。そのときも、もしできれば蒲萄スキー場にああいうハーフパイプの設備があれば、そこで平野君のホームグラウンドで、なおかつ村上市の出身なのだし、スキー場の価値としても違うのではないのという話もしたことが一回ありました。でもそのときに市長の答弁は、性質的にあのスキー場がそういうハーフパイプがつくれる場所があるか、またそれが適した土地なのかどうかも含めて検討しなければならないということでしたけれども、その後は何にもそういうことも考えていないのかどうか。

また、うちの会派の中で、今回の一般質問の中にも夏場の利用方法とかいろいろなことを提案しているはずなのですが、もしうまく稼働させていくという考えのもとであれば、もっともっと活用性、そういったものは夏場も含めてですが、雪降るシーズンだけではなくて含めて、また平野君の例えばハーフパイプ場を逆にここまでお金かけたのだから、逆にかけてしまえと、そしてそういったところの方々が練習もできて、そういう施設に逆にしてしまえというような考え方もまた一つなのでしょうし、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 以前そういう形でご答弁をさせていただいたということでありまして、私の前の前市長ということでお話がありました。そのくだりについては私も漏れ伝え聞いている部分があるわけでありまして、その後実際にレイアウトを試みようということはされたということだと思います。ただ、斜度とあとは延長と幅と、これが足りないの、なかなか今のエリアのところにとんと置くわけにはいかないよね、当然今のゲレンデが変更になるわけでありまして。そうすると、新たな場所ということになると、また大規模な開発が必要だねというお話は聞きました。ですから、適地にはなかなかかなりにくいというような認識で私おったものですから、その部分については少し考えていましたけれども、今議員ご提案あるような部分については、常日ごろから我々もしっかりと検討しています。しかしながら、なかなか巧妙が見出せないというのも現実であります。

ですから、将来どういうふうな形に持っていくのかというのは、当然地元との協議も、これまでの経緯があるわけでありまして、必要でありますけれども、新たな知見、ある意味いろいろなそういうプロデュースが可能なそういうセクションみたいなところを活用しながら、あの施設はどういうふうな形がベスト、ベターなのかということを検討していきたいと思っております。その中において

今ご提案があったような部分については、全部テーブルにのせて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまです。ちょっと、この議論今ここでやっていますけれども、これもつい最近の全員協議会で課長からいろいろな説明がございました。考えればそれも事前審査につながるのです。でも、積極的に議会に状況を知らせて、そしてやっていくということは大事なことだと私は思っております。ですから、そんなことにとらわれず、どんどんある情報を議会にもしっかりと市長のほうから、担当課長でもいいし、出してもらいたいなと思っております。

それで、先ほどからの議論を聞いていると、質疑もそうですけれども、蒲萄スキー場だけの収支ということはどうしてもそこに着眼点いくのですけれども、例えば朝日みどりの里にきれい館ございます。あれ毎年3,000万円ずつ赤字なのです、きれい館だけ見ていけば。でもきれい館に通われている方々、お年寄りも多いでしょうし、その方々の月にどのくらい受診するか、いわゆるお医者さんに通うかというところまで恐らく細かく調べていくと、国保関係でいくと月たしか2.4回だか2.5回だったのです。正確な数字ちょっと忘れましたが、受診する数が。例えばそれをはるかに超えるだけの、小さい受診しかしていなかったら、きれい館そのものはそれだけ収支にしてみれば赤字ですけれども、社会全体として見た場合、村上市として見た場合、かなり貢献しているということになるではないですか。ですから、公共施設を考えると蒲萄スキー場の収支だけを見て物事を図るのではなくて、蒲萄スキー場が運営されているがゆえにこうなのだと、ほかの部分はこうなのだというのが、これ公共経済学の基本なのです。そういうふうなところを市長は見きわめた上で、私は蒲萄スキー場が平成24年度に一旦とまったときに、それ以降は設備もかけていきます。圧雪車の車も購入しますということを言われて、説明も受けています。それに賛同して今来たわけですから、ここでとまるわけにはいかないというのはございます。

したがいまして、言いたいのは、市長がもう少し夏場の利用も含めて、そして蒲萄スキー場の利用客数は少なくとも収支は上がらないでしょう。利用客数はもっとこうやってふやしていくという説明が我々に伝わってくれば、大変ありがたく思うのですが、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） このたびの提案に対しまして、議員のほうからは公共施設の全体のあり方という部分で今お話をされたと思っておりますので、私はそういう受けとめをしながらお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、極めて同感であります。いわゆる今きれい館のお話をご披露されたわけでありまして、確かに健康寿命が延びることによって医療費は低減される、これ当然のやはり流れなのだろうというふうに思います。その最たるものが例えばそういう形で健康をどんどん、どんどん進めることによって、そこに好影響を及ぼすと。これまさに行政の役割なのだろうと思います。

ただ、残念ながら蒲萄スキー場の場合はなかなかそういうメリットを今日まで見出してることができにくかったというのが私の率直な感じであります。ですから、夏場の利用が果たして可能かどうかというの、非常にこれから研究を進める必要があるわけでありますから、その辺も先ほど来ご答弁申し上げますとおり、トータルで総合的なコーディネートをして、いろんな形の施設がリンクできるような形、当然朝日みどりの里は蒲萄スキー場と一体をなすものだという視点で、物事をこれからも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） それでこの資料を見ると、市長、利用客数のところを見ると、平成25年度からどんどんふえていっているのかというと、今年度というか平成28年度のときで7,331人でしょう。かなりやっぱり減っているわけです。村上市民今6万2,000人ぐらいおりますけれども、6万2,000人いて、10%で6,200人ですから、10%ちょっとの人間しか利用されていないと図られてもしょうがないと思うのです。これをぜひ利用客数を、私これで黒字になるとは思ってはいないのですが、この利用客数を市民こぞって使えるような、そうすることによって先ほど言われる健康寿命にも値もしてくるし、また小中学生の利用数をもうちょっとふやして行って、少なくとも村上市民であった小中学校の子供たちはスキーは抜群にできるのだよという、いわゆる全国に対しての知名度のアップなんかも含めて、利用客数をもう少しふやしていけるような、そういう方向性をぜひ出していただいて、担当課とも相談して、そしてそういう目標を掲げて目指していくという方向性でやっていただきたい。どうですか、この辺は。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさにそのとおりだろうというふうに思っております。これはなかなか、相手が雪なものですから、営業日数もろに利用客数に影響するということがありまして、実際のところ私ども運営する側として見れば、年内に降雪をいただきまして、年末年始、お正月の期間しっかり雪があると、この部分だけでも相当なボリュームで利用いただけると思っておりますが、ここ数年ずっとその間は雪がないという状況であります。こればかり言っても始まりませんので、そのマイナスの部分はどう手当していくか。また、要望が一部ありますシーズン期間の延長、実はまだ雪あるのに閉めてしまうよねというお話もいただいているので、そうするとお尻のほうで少し延ばすことによつての集客を伸ばすというふうなこともある意味可能なのかもしれない。

いずれにしましても、自然相手でありますので、毎年毎年毎シーズンの状況は変わるわけでありましてけれども、しっかり今いただいたご意見を踏まえて、これからも運営に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ぜひともこれだけの金額を投入するわけでございますので、市民に愛される蒲萄スキー場、またPRをもっと重ねて利用客数をふやすぞという勢いで、やるからにはそういう

気持ちでやってもらいたいと、こういうことでございまして、私の質疑を終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 教育長にちょっとお聞きしますけれども、合併した当時、この蒲萄スキー場を小学校とか中学校の授業に、つまりわかぶなとか向こうのほうに、胎内とか使っている授業もあるから、こちらを中心に市内のスキー場を使ったほうがいいのではないかとことを申し上げた時期があったのです。それでその後やはり小学校、中学校で相当今の蒲萄スキー場は活用しているものなのかどうかというのを教えてくださいませんか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） かなり多くの学校が活用しております。ただ、県、市のスキーパイロット事業として補助金いただいて、保護者負担がほとんどないわけだったのですが、その事業が1校当たり3カ年という限定がありますので、それが終わるともう行かないという学校も出てきます。だけれども、やはり補助事業が終わっても継続して取り組んでいる学校もありますので、まだ行かない学校も含めて今後なお教育委員会としても働きかけてまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） そこで市長にお聞きしたいのですけれども、まずこのスキー場というのが突然利用客がふえるということはありませんけれども、やはり子供たちの体力を高めるとか、そういうふうなことで使ってもらいたいというふうに思っているのです。それと同時に、私も含めて大滝久志議員も蒲萄スキー場の利活用についてお話をいたしました。でもこの話ししていると商工観光課長が例えば真ん中辺にワラビ園があって、その人は個人が持っていて、それで集落と余りいい仲でないとかという話とか、それからリフトが下りは使えないとか、そういう話、つまり後ろ向きな話ばかりが出るのです、はっきり言って。せっかく今後3年ぐらいまだ契約が残っているということなので、こういうものを含めて地権者ともよく話し合った上で、やはりせっかくの市の財産なのだから年中使える。つまりあそこの蒲萄スキー場でマラソンやってもいいとか、いろいろなことを考えた中でこれから生かして利活用してもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 決して後ろ向きではありません。うちの商工観光の課長は課長を先頭にしっかりといろいろな、ある意味私よりももっと先進的な議論をすることもありますので、前向きだと思います。その辺ところはそういうご理解をいただきたいと思うのでありますが。ただ、我々行政としてはやっぱりリスクもマネジメントしていかなければならない。また、これまでの地域の皆さんとの連携も大切にしていかなければならない。いろいろなそういうハードルがあるわけですから、それに丁寧にもまず当たっていく。その結果、そういうことにもなるのかもしれませんが。ただ、これまでも議員初め議会の皆様方からご提案いただいているとおり、蒲萄スキー場に限らず、いろいろな公共施設のあり方というものについてはご意見をいただいておりますので、そこはしっかりと

一つ一つ全部それを排除することのないように、まずは向き合っていくというスタンスで、今我々は取り組んでいるつもりでありますので、今後とも引き続きその姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。

○19番（長谷川 孝君） よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませぬか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はございませぬか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。  
これから議第100号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。  
〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第100号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

議員発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第4号及び議員発議第5号を一括議題といたします。  
提出者に提案理由の説明をお願いいたします。  
4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） ただいま上程されました議員発議第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月21日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択するべきものと決定された請願に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。

賛成者は、小杉武仁議員、木村貞雄議員、稲葉久美子議員、大滝国吉議員、佐藤重陽議員、河村幸雄議員、鈴木いせ子議員、そして提案者は私、鈴木好彦でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官であります。

次に、議員発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月21日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。

賛成者は、小杉武仁議員、木村貞雄議員、稲葉久美子議員、大滝国吉議員、佐藤重陽議員、河村幸雄議員、鈴木いせ子議員、そして提案者は私、鈴木好彦でございます。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから提出者に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議員発議第4号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第5号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成29年第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでした。

午後 1時57分 閉会